

市民相談案内

市民のしおり42～48ページに相談窓口の詳しい案内を記載しています

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事▶多重債務▶行政・法律・公正証書▶税金・社会保険労務▶不動産・登記▶建築・住宅修繕▶マンション管理	広聴課 ☎224-5022
消費生活	消費生活センター ☎224-6162
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待 ひとり親家庭・離婚	こども家庭課 ☎224-5821
育児の悩み	子育て支援センター ☎247-6613
子育て施設サービス等利用支援	子育て支援センター ☎247-5010
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ	教育センター ☎236-1818
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ▶うつ・アルコール・ひきこもり	保健予防課 ☎227-5102
健康	健康づくり支援課 ☎229-4125
不妊・不育症	健康管理課 ☎229-4124
医療安全に関する相談	保健総務課 ☎227-5101
人権	さいたま地方法律局川越支局 ☎243-3824
高齢の方(虐待・介護予防・認知症)	地域包括ケア推進課 ☎224-6087
障害のある方	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
障害のある方への虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
結婚・内職・交通事故	市民相談室(ウエスタ川越3階) ☎249-7855
労働トラブル(仕事上の悩み)	雇用支援課 ☎238-6702
就職活動・雇用・若年未就労者	しごと支援センター ☎238-6700
がいこくせきしゅみん 外国籍市民	こくさいぶんかこうりゅうか 国際文化交流課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

PICK-UP

青少年悩みごと相談

少年指導センター
☎224-5724

自分の心や体、友人や家族との対人関係、学校や職場、子どもの非行や不登校などで悩んでいる方は、気軽にご相談ください。対象は、市内在住・在勤・在学のおおむね30歳未満とその家族です。相談は無料です。

電話・面接相談(面接相談は要事前予約)

日時…月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)、午前10時～午後5時(受け付けは午後4時30分まで)

メール相談

随時受け付けています。返信には数日かかります。市ホームページまたは右の2次元バーコードから送信してください。



事例

光回線を契約している会社の代理店と名乗る事業者から「新サービスの紹介です。今までより料金が安くなります」という勧誘電話があった。長年契約している会社の新サービスだと思い、契約の手続きをした。後日届いた登録完了通知を確認して、初めて別の事業者との契約だと分かった。解約を申し出たが、違約金が発生すると言われた。納得できないので元の契約に戻したい。

平成27年2月1日からNTT東日本とNTT西日本が光回線サービスの卸売りを開始しました。これに伴い、卸売りを受けた事業者(光コラボレーション事業者)が、NTTの光回線を借り受け、プロバイダーや携帯電話等と組み合わせて、消費者にサービスを提供しています。

「現在契約している会社のサービス変更だと思ったら、別事業者との契約になっていた」「料金が安くなると言われたが、契約した覚えのな

いオプションが追加され、料金が高くなった」など、光回線サービスの勧誘・契約に関する相談が多く寄せられています。

消費者へのアドバイス

●光コラボレーション事業者との契約は、NTT東日本・NTT西日本との契約ではなく、光コラボレーション事業者との新たな契約であることを理解しましょう。契約する前に事業者名やサービス名、契約内容等をきちんと確認しましょう。

●現在の契約内容と光コラボレーション事業者との契約内容をよく比較・検討しましょう。

●契約後、電気通信事業法の「初期契約解除制度」の期間内(契約書面が届いた日を初日とした8日間以内)であれば、事務手数料・工事費・既に利用したサービス料金を除き、違約金を支払わずに解約することができます。

●困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

消費生活の豆知識 その96 光回線サービスの契約に注意！

消費生活センター ☎224-6162
☎222-5454